

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく
対象工事にかかる契約手続の取扱いについて（お知らせ）

平成 26 年 9 月 17 日
今治市総務部契約課

本市が発注する建設工事のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の対象工事となる案件にかかる契約手続等を、つぎのとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

1 適用開始時期

平成 26 年 10 月 17 日に電子入札システムで開札をおこなう建設工事から適用します。

2 建設リサイクル法対象工事の手続について

(1) 建設リサイクル法対象工事の確認

建設リサイクル対象工事とは、つぎの①～④に掲げる区分に該当するものです。

区分（対象工事及び基準）
① 建築物解体工事で、延べ床面積 80 m ² 以上【建築物解体工事】
② 建築物新築又は増築工事で、延べ床面積合計 500 m ² 以上【建築物新築・増築工事】
③ 建築物修繕又は模様替工事で、請負金額 1 億円以上【建築物修繕・模様替工事】
④ 土木工作物又は機械器具設置等建築物以外の工作物工事で、請負金額 500 万円以上【その他の工作物】

※ 請負金額は消費税及び地方消費税を含む金額

ア 建設リサイクル対象工事については、入札情報システムの備考欄に「建設リサイクル法対象工事」と記載しています。

イ また、対象工事については、入札情報システムに「建設リサイクル特記仕様書」を添付しています。

(2) 落札決定後の必要書類の提出について

ア 落札決定後、「建設リサイクル特記仕様書」に必要事項を記入し、契約前に現場監督員へ 1 部提出してください。

イ 提出方法については、現場監督員の指示にしたがってください。

ウ 別途、契約課のホームページにおいて、建設リサイクル法関係書類を掲載しています。必要に応じご利用ください。